

衣浦東部広域連合広域計画

(令和5年2月8日議決)

第1 広域計画の趣旨

衣浦東部広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、衣浦東部広域連合（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市（以下「関係市」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項について定める。

第2 圏域の概要

広域連合が所管する圏域は、全域が西三河平野に位置する平坦な地形で、衣浦湾、境川及び矢作川に挟まれた水害への備えが必要な地域である。また、全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

広域連合の圏域は、自動車関連産業の高度な集積を核とし、機械及び金属工業、窯業その他地場産業など多様で厚みのある工業集積を誇っている。また、名古屋市都心から20～40kmの距離にあり、名古屋都市圏の郊外地域に含まれ、交通網が発達している。

圏域人口は、広域連合が発足した平成15年4月の476,213人から令和4年4月には535,871人と約12.5%増加している。今後は、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基に推計した「日本の地域別将来人口推計(平成30年推計)」によれば、令和12年をピークに人口は減少に転じるものの、65歳以上人口はその後も増加を続けると推計されている。

第3 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

1 消防に関すること。

ただし、消防団に関する事務は、次に掲げる事務に限る。

- (1) 消防団を所轄し、行動させる事務
- (2) 消防団員に対する報酬、費用弁償及び退職報償金の支払事務
- (3) 消防団の教育訓練に関する事務
- (4) その他消防団の運営に関する事務

2 広域計画の期間及び改定に関すること。

第4 消防に関すること

1 発足の経緯

昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足した。

関係市においては、昭和31年に刈谷市消防本部、昭和34年に安城市消防本部、昭和36年に碧南市消防本部、昭和46年に知立市消防本部、昭和47年に高浜市消防本部が組織された。

平成6年9月に消防庁から「消防広域化基本計画の策定指針」が出され、平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生して消防の広域化の必要性に関する議論が高まり、平成9年3月に愛知県において「消防広域化基本計画」が策定された。これらを踏まえ、関係市により構成する衣浦東部広域行政圏協議会において、消防業務の統合について協議を重ね、平成15年4月に1本部5署6分署1出張所を組織する衣浦東部広域連合消防局の発足に至った。

2 現状と課題

衣浦東部広域連合消防局は、出動体制の強化、消防施設及び設備の整備、指揮調査隊の編成など消防・救急・予防体制（以下「消防体制」という。）の整備を図ってきた。しかし、社会情勢や生活環境の変化による災害の複雑多様化、異常気象による自然災害の多発、感染症の流行など消防を取り巻く環境は、日々変化してきており、圏域住民が安心して暮らせるまちづくりには、災害の発生を未然に防ぐ予防体制と災害発生時に迅速に対応する消防、救急体制の更なる増強整備を図る必要がある。

また、平成23年の東日本大震災の発生を踏まえ、南海トラフ地震など想定される大規模災害にも対応できるよう、消防装備の充実や機動力の向上とともに、消防団、防火関係団体、関係市、その他関係機関（以下「関係機関等」という。）との一層の連携強化を図るなど、以下の消防体制について整備が求められている。

(1) 職員の適正な配置による組織体制の強化

（大規模災害時の各庁舎機能維持及び安全管理体制の強化）

(2) 救急業務の高度化及び多様化に対する体制の強化

(3) 住宅防火対策の推進及び防火対象物の違反是正に対する指導體制の強化

(4) 消防指令システムの計画的な整備及び指令施設の充実強化

(5) 関係機関等との連携強化

3 今後の方向と施策

複雑多様化する消防業務及び大規模災害に対応するため、消防組織体制の増強整備を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。

一方、建物の耐用年数を考慮し、中長期的な視点から、署所の統廃合を含めたより合理的かつ適正な消防施設及び職員配置の研究を行う。

また、圏域住民への働きかけを強め、防火・防災意識の高揚を図るとともに、市民が参加する救命講習の充実を図り、市民自らの応急手当による救命効果の向上に努める。

以上、広域消防の諸課題を整理し、計画的な事業展開を行う。主な施策として、下記事業を推進する。

- (1) 職員の適正な配置を行うとともに、消防施設や消防車両などの計画的な整備により、消防活動時の安全管理体制を強化し、消防力の充実を図る。
- (2) 救命率向上のため、応急手当の普及啓発を図るとともに、救急救命士の計画的な養成と救急隊員の専門的知識・技術の習得、医療機関との連携強化など救急教育体制の充実を図る。
- (3) 住宅用火災警報器の普及啓発を促進、及び高度化・専門化する予防業務に対応するため、職員の研修体制を整えるとともに、効果的な予防査察と違反是正の強化に努め、地域災害から安全性を確保する。
- (4) 消防指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な更新を行い、通信指令体制の充実強化を図る。
- (5) 関係機関等との連携を強化する。

第5 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、令和5年度から令和14年度までの10か年とし、その後10か年を単位に、計画期間満了前に見直しを行う。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとする。